

公調委令和5年（セ）第11号 北斗市における事業所からの大気汚染・悪臭による健康被害責任裁定申請事件

裁 定

（当事者省略）

5 主 文

申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定の趣旨

1 申請人ら

- 10 (1) 被申請人らは、連帶して、申請人aに対し、1000万円を支払え。  
(2) 被申請人らは、連帶して、申請人bに対し、1000万円を支払え。  
(3) 被申請人らは、連帶して、申請人cに対し、1000万円を支払え。

2 被申請人ら

主文同旨

15 第2 事案の概要

本件は、被申請人dの子会社である被申請人eが運営している事業所の近隣に居住するなどしていた申請人らが、同事業所内のディーゼル発電機から生じる悪臭及び有害なガスによって、健康被害が生じ精神的苦痛を被ったなどと主張して、被申請人らに対し、不法行為の規定に基づく損害賠償請求として、連帶して、申請人a及び申請人bに対してはそれぞれ1522万3100円（慰謝料1000万円、転居費用61万円、交通費360万円及び移転後の住居費101万3100円の合計）及びその10%の弁護士費用（その総合計は1674万5410円となる。）の一部請求として、申請人cに対しては慰謝料として、申請人らそれぞれに対して1000万円を支払え、との裁定を求める事案である。

25 1 前提事実（当事者間に争いのない事実、文中掲記の証拠及び審問の全趣旨に

より認められる事実)

(1) 当事者等

ア 申請人ら

申請人 a は、平成 25 年 4 月以降、北海道北斗市○○所在の居宅（以下「本件居宅」という。）を所有し、平成 30 年 8 月以降、本件居宅の敷地（土地の登記上の所在は北斗市△△）の持分 4 分の 3 を有している（審問の全趣旨）。

申請人 b は、申請人 a の子であり、平成 30 年 8 月以降、本件居宅の敷地の持分 4 分の 1 を有している（審問の全趣旨）。

申請人 c は、申請人 a の子である（審問の全趣旨）。

イ 被申請人ら

被申請人 d は、被申請人 e の株式を 100 % 保有しているところ、被申請人 e に対し、業務委託契約に基づき、北海道北斗市□□所在の事業所（以下「本件事業所」という。）の運営を委託している（審問の全趣旨）。

被申請人 e は、本件事業所を運営している（審問の全趣旨）。

(2) 本件居宅及び本件事業所の状況等

ア 本件居宅の状況

本件居宅は、平成 9 年 4 月頃に新築された 2 階建ての戸建てである（審問の全趣旨）。

イ 本件事業所の状況

本件事業所には、自家発電機であるディーゼル発電機が 2 台設置されている（以下それぞれ「1 号発電機」、「2 号発電機」といい、2 台を併せて「本件発電機」という。ただし、2 台をそれぞれ「各発電機」ということもある。）。

また、非常用としてエンジン消火ポンプが設置されている（審問の全趣旨）。

ウ 本件居宅及び本件発電機の位置関係等

本件居宅から南南西側へ約112mの距離の位置に、本件発電機の建屋があり、同建屋の南南西側に、本件発電機の各排気口が設置されている  
(甲2、甲3、乙8、乙12、審問の全趣旨)。

5 本件事業所及び本件居宅が所在する地域は、悪臭防止法上の規制地域A区域に指定されている（公知の事実）。

(3) 審理の経過等

申請人aは、北海道公害審査会に対し、被申請人らを相手方として、調停を申し立てたが、調停打切りとなった。

10 申請人らは、令和5年10月27日、本件申請をした。

当裁判委員会は、当事者双方に対し、主張書面や証拠を追加で提出する場合は令和6年11月18日までに提出するよう連絡した上、同月25日、審問期日を開催し審問を終結した。（審問の全趣旨）

2 当事者の主張の概要

15 (1) 申請人らの主張

ア 悪臭及び有害物質の発生及び到達

被申請人らは、本件事業所建設時から現在に至るまで、元日以外の毎日、午前5時から午後7時30分頃（夜間は発煙が見えず確認できないため、目視できる時間帯を挙げている）までの間、終日、継続的、規則的又は間欠的に、本件発電機を稼働させ、有臭（大型トラックの排気臭に似た臭い）かつ有害のガスを排出し、本件居宅内の全域隅々までを含む本件居宅周辺まで、同ガスを到達させた。なお、金曜日から月曜日までの四日間及び祝日を含めた休日の前後日が、同ガスの発生量がより多く、発生時間も長い。

25 イ 被害の内容及び程度

申請人らは、以下の期間、本件居宅に居住するなどしていたところ、被

申請人らが本件発電機から発生させた悪臭や正体不明の有害物質（一酸化炭素が想定される）によって、本件居宅の窓を開けることができず通常の生活を送ることができなくなり、転居せざるを得なくなった。また、申請人らは、本件居宅の敷地が先祖代々の土地で、先祖代々の墓地も近くにあり、付近に管理不動産等も所在していることから、本件居宅を生活の本拠地としていたところ、生活の平穏を脅かされ、以下の健康被害が生じ多大な精神的苦痛を被った。

(ア) 申請人 a

平成 9 年に本件居宅が建設された後、盆、正月等に、当時申請人 a の両親が住んでいた本件居宅を訪れ、また、平成 20 年頃から頻繁に、本件居宅に通い、遅くとも平成 25 年 5 月 3 日から令和 3 年 10 月頃まで本件居宅に居住したところ、平成 20 年頃から本件居宅に居ると鼻血、鼻の中の炎症（ただれ、膿及び鼻づまり）が強くなり、平成 25 年に本件居宅に居住を始めてから強い頭痛と強い吐き気、強い動悸、息ができない、血圧の上昇、鼻血、鼻の中の炎症、睡眠障害等が生じたため、令和 3 年に千葉県に転居した。本件居宅に居なければこれらの症状は全く出ない。本件居宅に居住できること及び健康被害から生じる精神的苦痛を被った。

(イ) 申請人 b

平成 9 年に本件居宅が建設された後、盆、正月等に、申請人 a とともに本件居宅を訪れ、幼い頃から夏休み及び冬休み期間のほか休暇時に本件居宅で生活し、遅くとも平成 25 年 5 月 3 日から令和 2 年 3 月頃まで本件居宅に居住したところ、本件居宅への居住開始後、顔の皮膚の炎症ただれ、膿や膿汁がただれ落ちる重症の皮膚炎、白内障、鼻からの大量出血、鼻水、鼻づまり及び気管支喘息を発症したが、令和 2 年に千葉県に転居した後、白内障以外は全快した（ただし、本件居宅に戻ると発症

する。)。本件居宅に居住できること及び健康被害から生じる精神的苦痛を被った。

(ウ) 申請人 c

平成 9 年に本件居宅が建設された後、盆、正月等に、申請人 a とともに本件居宅を訪れ、幼い頃から夏休み及び冬休み期間のほか休暇時に本件居宅で生活していたところ、平成 9 年頃から 咳 <sup>せき</sup> 及び鼻炎の症状が出来始め、徐々に副鼻腔炎 <sup>くわう</sup> になった。本件居宅に居ると持病である副鼻腔炎及び気管支炎の症状が悪化するため、平成 31 年頃から本件居宅に一時的に帰省することも困難となり、やむを得ない場合にはホテル等に宿泊していた。

ウ 損害額等

申請人らが被った上記イの各被害により生じた損害額は以下のとおりであり、また、申請人らの精神的苦痛を慰謝するための慰謝料は、以下の額を下らない。本件においては、申請人 a 及び申請人 b は、以下の各合計額の一部請求としてそれぞれ 1000 万円の支払を求め、申請人 c は、慰謝料 1000 万円の支払を求める。

(ア) 申請人 a

- ① 慰謝料 1000 万円
- ② 本件居宅から現在の居所への転居費用の半額 61 万円
- ③ 毎月一回本件居宅の状況を確認するための現在の居所から本件居宅への交通費 360 万円 (1 回につき 10 万円 × 36 回)
- ④ 移転後の住居費の半額 101 万 3100 円 ((一月につき 8 万 0850 円 × 24 か月 + 仲介手数料 8 万 5800 円) ÷ 2)
- ⑤ 弁護士費用 (上記損害①から④までの合計額 1522 万 3100 円の 10 % を下らない)

合計 1674 万 5410 円

(イ) 申請人 b

上記 (ア) と同様

(ウ) 申請人 c

慰謝料 1000 万円

5 (2) 被申請人らの主張

ア 悪臭及び有害物質について

本件事業所における燃料の揚荷・出荷の動力は原則として全て電力であり、購入した電力で賄っているところ、平成 15 年までは 100% の電力を外部から購入していたので、非常発電設備である本件発電機を使用することとはなかった。

また、平成 16 年以降は、契約電力のピークカットを目的として、使用電力が 350 キロワットを超えた場合に、本件発電機が非常用電力として稼働して発電するところ、必要に応じて 1 台のみ稼働する時間帯もあれば、2 台とも稼働する時間帯もあり、出荷量が多い冬場は、出荷ポンプの使用が増えることによって電力負荷が増えるため、自家発電設備の起動時間が多くなるが、終日稼働が 365 日継続することはない。

また、エンジン消火ポンプも排気ガスを排出するが、非常用であるため定期的な始動テストや訓練等の際に稼働するに過ぎず、年間の運転時間は合計約 6.9 時間のみである。

被申請人らが第三者に依頼して本件発電機及びエンジン消火ポンプからそれぞれ排出されるばい煙及び臭気を検査した結果では、一酸化炭素濃度や硫黄酸化物量を含めいずれも排出基準未満かつ微量であり、本件発電機の煙突から 100 m 以上離れた本件居宅付近では空気中に含まれるばい煙及び悪臭物質は極めて低い数値であると考えられ、健康被害を生じさせるものではない。なお、周囲の住民からは全く苦情や健康被害の申出はない。

イ 申請人らの被害の内容及び程度、損害額について

申請人 a が本件居宅に居住していたことは認めるがその時期は不知、その余はいずれも不知又は否認し、争う。仮に申請人らに何らかの症状があったとしても、被申請人らの事業活動と相当因果関係が認められる損害は

5 一切存在しない。

### 第3 当裁判委員会の判断

#### 1 認定事実

前記前提事実、文中掲記の証拠及び審問の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

##### 10 (1) 本件発電機及びエンジン消火ポンプの測定結果

被申請人らは、計量証明事業の登録をしている株式会社 f に依頼し、本件発電機及びエンジン消火ポンプから排出されるばい煙量等及び特定悪臭物質等の測定を行ったところ、その結果は概ね以下のとおりであった（ただし、「未満」とあるのは値が定量下限値を下回ったことを示す。）。また、測定結果報告書（又は試験結果報告書）に記載された本件発電機の排出基準は以下のとおりであった（ただし、エンジン消火ポンプについてはいずれも排出基準の規制がない旨が記載されていた。）。なお、これらの測定における排気ガスの採取位置は、ばい煙は煙突内、悪臭物質は煙突排出口で採取したものである（乙1から6まで、乙9から10の8まで、審問の全趣旨）。

15

20

##### ア ばい煙量

（ア）令和2年8月から同5年8月までの測定結果（本件発電機については送電をしていない無負荷の状態又は記録が残っておらず稼働状況不明な状態で測定したもの。）

測定項目	単位	1号 発電機	2号 発電機	エンジン 消火ポンプ	各発電機 排出基準

ばいじん濃度	g/m <sup>3</sup> N	0.01 未満 ～0.06	0.01 未満 ～0.07	0.01 未満 ～0.01	0.1
硫黄酸化物量	m <sup>3</sup> N/h	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.56
硫黄酸化物濃度	volppm	15～43	14～37		
窒素酸化物濃度	volppm	120～670	110～660	310～460	950

(イ) 令和6年2月の測定結果（本件発電機については送電をしている負荷運転中の状態で測定したもの。）

測定項目	単位	1号 発電機	2号 発電機	エンジン 消火ポンプ	各発電機 排出基準
ばいじん濃度	g/m <sup>3</sup> N	0.02	0.01	0.01	0.1
硫黄酸化物量	m <sup>3</sup> N/h	0.09	0.08	0.05 未満	0.56
硫黄酸化物濃度	volppm	40	38		
窒素酸化物濃度	volppm	760	720	360	950

5 イ 特定悪臭物質（令和2年10月の測定結果）

測定項目	単位	1号 発電機	2号 発電機	エンジン 消火ポンプ	各発電機排 出基準(二号 規制基準)
プロピオノンアル デヒド	m <sup>3</sup> (標 準状 態)/h	0.0002	0.0002	0.1 未満	0.26
ノルマルブチル アルデヒド	同上	0.0002 未満	0.0002 未満	0.1 未満	0.04

イソブチルアル デヒド	同上	0.0002 未満	0.0002 未満	0.1 未満	0.10
ノルマルバレル アルデヒド	同上	0.0002 未満	0.0002 未満	0.1 未満	0.04
イソバレルアル デヒド	同上	0.0002 未満	0.0002 未満	0.1 未満	0.01

## (2) 被申請人らの対応状況

被申請人らは、北海道公害審査会における調停期日において、被申請人らが同期日以降に実施する工事について、代理人を通じて申請人 a に通知することを約束し、令和 5 年 3 月及び同年 7 月に通知を行った（甲 1 の 1 及び 1 の 2、審問の全趣旨）。

## 2 当裁判委員会の判断

申請人らが主張する本件事業所からの悪臭及び排気ガスによる被害が、違法な権利侵害ないし利益侵害になるかどうかは、侵害行為の態様、侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、本件事業所及び本件居宅の所在地の地域環境、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に取られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の諸般の事情を総合的に考察して、被害が一般社会生活上受忍すべき程度を超えるものかどうかによって決すべきである（最高裁平成 6 年 3 月 24 日第一小法廷判決・集民 172 号 99 頁参照）。

以下、この観点から検討する。

### (1) 被申請人らの侵害行為の態様、侵害の程度について

前記認定事実（1）のとおり、計量証明事業登録業者による測定結果によれば、本件発電機のばい煙については、煙突内での測定において、ばいじん濃度、硫黄酸化物量及び窒素酸化物濃度について、「排出基準」を下回り、臭気についても、煙突排出口での測定において、5 つの物質について、「排出基準」を下回

る。エンジン消火ポンプについても、非常用であるため排出基準規制はないが、ばい煙については、本件発電機よりもさらに低い値で、臭気については、各物質につき定量下限値を下回る状況であった。以上の各「排出基準」は煙突排出口における数値基準を設けることによって煙突周辺の住民の健康や生活環境への被害を防止しようとするものであるから、上記のとおりその数値を下回るか、定量下限値を下回る場合に、排出口から 100m 以上離れた本件居宅に健康被害を及ぼす量又は濃度の有害物質が到達していたとは認められない。

なお、上記「排出基準」については、計量証明事業登録業者において使用している数値が、大気汚染防止法、悪臭防止法各関連の規則で定められた計算方法によって算出されていないことやその計算結果が不正確であることを疑わせる資料はなく、この数値をもって「排出基準」とすることが認められるし、上記各測定結果が不正確なものであることを疑わせる資料もなく、これらの測定結果を採用することができる。また、申請人らが主張する本件事業所からの悪臭及び排気ガスの主たる原因はディーゼル排気であるところ、測定対象となつた各物質は、ディーゼル排気との関連性のあるものとして選択されたものと認められ、その選択が不適切であることを疑わせる資料はないから、その測定結果が「排出基準」を下回るか、定量下限値を下回ることによって、上記のとおり健康被害の原因となるとは認められないとの判断を行うことができるというべきである。

これに対し、申請人らは、本件発電機等の稼働状況について、本件事業所建設時から現在に至るまでの間、元日以外の毎日、ときに終日にわたり、本件発電機及びエンジン消火ポンプの排気ガスが本件居宅に届くと主張し、また、その排気ガスの発生状況について、本件発電機の排気口から多量の黒煙・ばい煙が発している旨主張し、排気口の様子を撮影した動画を複数提出している（甲 8 から 29 まで）。

しかし、まず、本件発電機の稼働状況について検討すると、被申請人らは、

①平成15年までは電力を購入していたため本件発電機が稼働することはなく、②平成16年以降は使用電力が350キロワットを超えた場合に稼働させているが、夏季は本件発電機の稼働がない日もあり、稼働があってもその時間は限られていて、例えば令和3年5月6日から同月17日までの間で稼働したのは7日、稼働時間は合計78分、一日の最長時間は合計27分である、③冬季は、出荷量が増えることから本件発電機の稼働時間は増加するが、例えば令和元年12月1日から令和2年1月31日までの2か月間の稼働状況は、稼働なし9日、1時間以下3日、1時間を超えて2時間以下14日、2時間を超えて3時間以下13日、3時間を超えて4時間以内6日と、1日の稼働時間が4時間以下の日数が3分の2を超えており、④エンジン消火ポンプは定期的な始動テストや訓練等の際に年間合計約6.9時間のみ稼働すると主張する。以上の被申請人らの主張は、稼働状況について、出入荷の時間と関連させて、各発電機の日々の稼働の詳細な日時を主張するものであり（被申請人らの答弁書別表1から3まで）、その正確性を疑わせるような資料はなく、これを排斥することができない。

また、本件発電機の排気口からの排気ガスについては、確かに、証拠（甲8から29まで）によれば、本件発電機の排気口から黒色の煙を含む排気が排出されていることは認められる。しかし、既に述べたとおりの測定結果及び稼働状況並びに本件発電機と本件居宅の距離が100m以上離れていることからすれば、風向き等によって本件事業所から本件居宅に排気ガスが届くことがあるとしても、それが毎日、ときに終日にわたることがあるものであるとは認められず、また、ディーゼル排気との関連が認められるため測定対象となった物質は、前記のとおり排気口で「排出基準」を下回っているため本件居宅に到達するとしても健康被害を及ぼす程度のものとは認められない。

したがって、申請人らの上記各主張は、いずれも採用することができない。

## （2）申請人らの主張する健康被害について

前記のとおり、本件発電機のディーゼル排気と関連性が認められるため測定対象となった物質は「排出基準」を下回るか、定量下限値を下回っているから、いずれの施設からも 100m 以上離れている本件居宅に健康被害を及ぼす量又は濃度の物質が到達しているとは認められない。加えて、一般的に、ディーゼル排気によるばい煙、臭気物質等の大気汚染物質との関連で注目される代表的な健康被害は、喘息性気管支炎、気管支喘息及び肺気腫であるが、申請人らが証拠として提出しているのは、投薬についての資料のみ（甲 6 の 1 から 6 の 23 まで）であり、申請人 b の主張する気管支喘息も含めて、申請人らが主張する症状について、医師からばい煙や臭気物質により生じた症状である旨の診断を受けた上で当該症状に対する投薬として処方されたことを認めるに足りる資料は見当たらない。また、細菌感染に対する投薬等は、ディーゼル排気によるばい煙や臭気物質との直接関連性があるとは認めがたい。

以上によれば、申請人らの主張する健康被害が本件事業所から発生する悪臭及び排気ガスによって生じたとは認められない。

### （3）被申請人らの対応等

被申請人らが、申請人 a からの調停申立てを受け、工事の予定を事前に連絡するなどの一定の配慮を講じたことは前記認定事実（2）記載のとおりであり、被申請人らの対応に殊更悪意や不誠実な点があったということはできない。

なお、申請人らは、申請人 a の父が被申請人らや北斗市に対して本件事業所からの騒音等による体調不良等を申し入れたが被申請人らや北斗市が全く取り合わなかったなどと主張するが、被申請人らは申請人 a の父からそのような申入れを受けたことを否認し、申請人ら以外の周辺住民からは全く苦情や健康被害の申出はない旨主張しており、申請人ら以外の者から被申請人らに対し苦情等の申出があったことを認めるに足りる証拠は見当たらない。

### （4）まとめ

上記（1）から（3）までの諸般の事情を総合的に考察すると、申請人らが本件事業所からの排気ガス又は悪臭によって一般社会生活上受忍すべき程度を超える被害を被っていると認めることはできず、被申請人らについて不法行為の成立を認めることはできない。

5 3 結論

以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、申請人らの本件裁定申請はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり裁定する。

令和7年1月30日

10 公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 都 築 政 則

15 裁定委員 北 窓 隆 子

裁定委員加藤一実は、差支えがあるため署名押印することができない。

裁定委員長 都 築 政 則

20